●鷺沼小学校校舎増築工事についての質問・回答

令和７年１１月６日に鷺沼小学校体育館において開催した「鷺沼小学校の校舎増築工事に係る説明会」にご参加いただきありがとうございます。
いただいたご意見・ご質問への回答を公表しますので、ご確認くださいますようお願いいたします。なお、個人情報に係る部分は省略しています。

	ご意見・ご質問		回答
1	地下１階、ピット及び１階の既存がけ土留めとなる西側壁面について	計画地は、鷺沼公園側のがけからの水下末端に位置していることから、土留め壁面部のクラックにから雨水が建物内へ浸水や浸水多湿によるカビの発生、居住性の低下を懸念しております。 地下１階、ピット及び１階の壁面にがけ側壁面を外防水することにより浸水を防ぐ方法の他、地下１階及び１階の壁面にがけ側壁面の室内側を二重壁とし、ピットまでの排水設備を設けピットへの床点検口を水密仕様とすることにより、室内への雨水の侵入や過湿を防ぐことができるものと考えらえられます。 このような計画地の特性による懸念に対し十分な検討は行われていますでしょうか。現状の対策及び懸念解決に向けた対応が可能なものかご教示ください。	ご指摘のとおり、地中からの湧水等が壁面より浸水する可能性があり、増築校舎における地下１階（配膳スペース、階段室、倉庫、昇降機）のがけ側壁面には外防水を計画し、内側は二重壁とすることで、浸水した場合にも排水できる計画をしております。
2	計画地西側、鷺沼公園がけについて	計画地西側の道路を挟んだ西側には、「土砂災害特別区域」に該当するがけがあります。 現状、当該がけは、地盤の露出した擁壁等で保護されたがけではない状況と確認できます。そのような対策が施されていないがけに対しては、崖の高さの２倍以上の離隔を設け建築物の計画を行う必要があるのではないでしょうか。 現状の計画において、がけに対する対策及び高さの２倍以上の離隔は確認できませんでした。 本計画が条例適用となる根拠をご教示ください。また、条例適合がなされていない状況であれば適切な対策の検討を要望します。	本計画の策定にあたっては、川崎市建築基準条例第５条第１項の規定に基づく安全な擁壁を設けるかどうかについて、「川崎市斜面地建築物技術指針」に基づき検討しており、事前調査における斜面地の安全度評価のランクが、安定した斜面（ランクⅠ）と判定されたことから、同項第１号（がけの形状及び土質により、がけの安全性が確認できた場合）に該当するものとして適合性を確認しております。
3	慢性的な生徒数に対する校庭の狭隘について	鷺沼小学校は、今後生徒数の増加や既存校舎改修や体育館の改築工事も予定されており、慢性的に生徒数に対する校庭面積が大幅に不足している状況を懸念しております。 既存校舎や増築校舎の屋上開放利用の検討を強く要望いたします。	校舎屋上には、機械設備や太陽光パネル、配管、脱気筒などが設置され、児童の安全が確保されていなため、校庭と同様の利用には適さないものと考えております。
		また、小学校周辺には宮前スポーツセンターのような公共の屋内運動施設が乏しい状況です。このような校庭面積の不足を補い、下記にも運動を行うことができるよう、鷺沼駅周辺開発に合わせて市営の屋内運動施設、体育館の建設を要望いたします。	新たなスポーツ施設の整備については、有効活用が可能となる施設や用地が生じた場合には、全市的な行政ニーズを勘案しながら、より多くの市民の方がスポーツに親しむことができる環境づくりについて検討していきたいと考えております。